


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 24年 10月 19日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
国境の島対馬市の市有林における大陸とのつながりを示す多様な生態系の保全のための森林吸収プロジェクト ～連環した森・川・里・海の再生による環境王国・対馬の確立を目指して～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市長 財部 能成		
住所	長崎県対馬市厳原町国分1441番地		
代表者氏名	財部 能成	代表者役職	市長
担当者氏名	西川 治臣	担当者 所属部署・役職	対馬市農林水産部 農林振興課 副参事兼係長
担当者 E-mail	haru.0908@city-tsushima.jp	担当者電話番号	0920-53-6111
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	対馬市役所(ツシマシヤクシヨ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

プロジェクト情報																																
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0200																															
プロジェクト登録日	平成24年3月26日																															
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 国境の島である対馬市において、ツシマヤマネコをはじめとした大陸と日本のつながりを示す多様な動植物や他地域に類を見ない照葉樹林や落葉広葉樹林等の豊かな植生を市民の宝として後世に残すことを第一の目的に、対馬市有林において2007年度から2011年度に実施した118.54haの間伐により、市有林を健全な状態で管理し、二酸化炭素吸収を促す。間伐実施地について、2012年度からモニタリングを実施し、クレジットを発行する。</p> <p>【適格性基準との整合性】 プロジェクト実施地は、森林法第5条が定める森林であり、プロジェクトは、対馬市の森林施業計画書【認定番号対馬市19-209-706(変3-24)号】の森林を対象としており、森林施業計画単位である。森林施業計画は、2008年1月1日からであり、2008年1月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されたものである。また、森林施業計画は、2012年12月31日までの計画であり、2012年12月31日までの計画策定がなされている。なお、現計画終了後も引き続き、次期計画を策定することとしている。活動量は、間伐後、実測とし、拡大係数は、京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書を利用するとともに収穫予想表は、長崎県人工林林分材積表を利用する。</p> <p>【法令遵守状況】 上位法令である森林法(第5条地域森林計画、第11条森林施業計画)、森林・林業基本法(第9条森林所有者としての責務)を遵守する。</p> <p>【採用技術】 測量機器については、コンパス測量、樹高測定器については、トゥルーパルス360を採用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TruPulse360</td> <td>LASERTECHNOLOGY</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> <td rowspan="4">面積測量機器</td> </tr> <tr> <td>反射板(PFR-240L)</td> <td>LASERTECHNOLOGY</td> <td>-</td> <td>平成23年8月</td> </tr> <tr> <td>伸縮ポール</td> <td></td> <td>-</td> <td>平成23年8月</td> </tr> <tr> <td>PA600 0660EJDG PA600 Standard</td> <td>ユニテック</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> </tr> <tr> <td>GeoSketch2</td> <td>TIMBERTECH</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> <td rowspan="2">樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>TruPulse360</td> <td>LASERTECHNOLOGY</td> <td>5年</td> <td>平成23年8月</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	面積測量機器	反射板(PFR-240L)	LASERTECHNOLOGY	-	平成23年8月	伸縮ポール		-	平成23年8月	PA600 0660EJDG PA600 Standard	ユニテック	5年	平成23年8月	GeoSketch2	TIMBERTECH	5年	平成23年8月	樹高測定器	TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																												
TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	面積測量機器																												
反射板(PFR-240L)	LASERTECHNOLOGY	-	平成23年8月																													
伸縮ポール		-	平成23年8月																													
PA600 0660EJDG PA600 Standard	ユニテック	5年	平成23年8月																													
GeoSketch2	TIMBERTECH	5年	平成23年8月	樹高測定器																												
TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月																													

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【モニタリング方法】

各施業計画の団地毎にモニタリングプロット(13箇所)を設置した。ガイドラインに従い、30haを上回らないことを考慮した。また、地形条件、標高差を基に標準的な位置を設定した。そのうえで森林組合の現場の精通者に地区内の成長量にバラつきが無いことを聞き取りにより確認した。

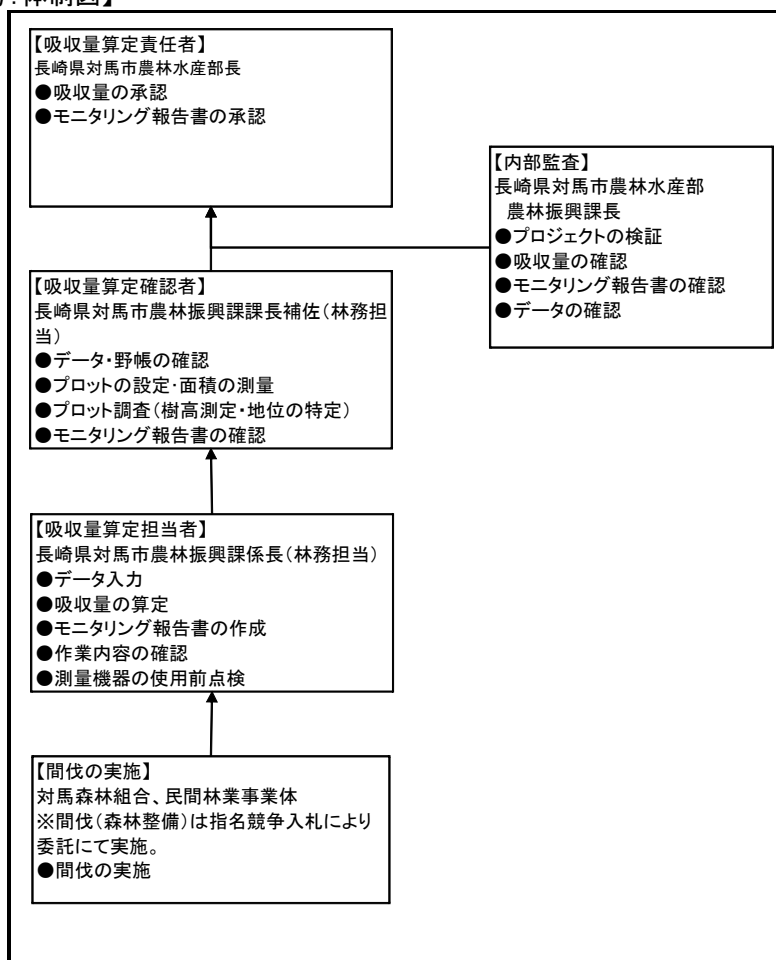
【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論R001Ver5.0「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリングガイドラインVer4.0 に準拠し、モニタリング、算定、報告に必要な体制を構築している。

【参考：体制図】



【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握の信頼性確保のために重要であることから適切に行うこととします。具体的には、コンサルタント会社からモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明をいただき、教育訓練については、教育訓練記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。

(2) 情報の保管

	<p>検証機関が吸収量の算定結果を再計算できるように、プロジェクト策定時に使用した全てのデータを文書化し、平成 35 年まで保管する。</p> <p>(3) データの確認 報告データの信頼性を高めるためにはデータのチェックが必要であることから、収集単位の確認、調査野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の確認、林分間の比較等、農林振興課内の複数人によるチェック体制とする。 また、測量データなどの転記の際は、読み合わせチェックを行う。</p> <p>(4) 内部監査 内部監査は、対馬市農林振興課長が、構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のために行う。これらのプロセスは、定期的に行う。また、データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取る。内部監査はモニタリング後 1 回実施し、監査記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(5) 測定機器の維持管理 測定機器は、モニタリング担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、5年に1回、キャリブレーションを行うと共に、計測時に点検を行う。モニタリング担当者が点検記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。</p> <p>(6) 手順書の作成 これら、モニタリングの QA/QC のため、一連のプロセスについて、算定担当者が手順書の作成を行う。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>																
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>																
<p>適用モニタリング方法 ガイドライン</p>	<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理プロジェクト用) ver4. 0.</p>																
<p>適用方法論</p>	<table border="1"> <tr> <td>方法論番号</td> <td>R001 ver.5. 0</td> </tr> <tr> <td>方法論名称</td> <td>「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」</td> </tr> </table>	方法論番号	R001 ver.5. 0	方法論名称	「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」												
方法論番号	R001 ver.5. 0																
方法論名称	「森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」																
<p>モニタリング結果</p>																	
<p>モニタリング期間</p>	<p>2008年4月1日～2012年8月31日</p>																
<p><方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積</p>	<p>118. 54ha</p>																
<table border="1"> <tr> <td>排出削減・ 吸収量</td> <td>年度</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> <td>2011</td> <td>2012</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>t-CO2</td> <td>28</td> <td>53</td> <td>353</td> <td>550</td> <td>222</td> <td>1, 206</td> </tr> </table>	排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計		t-CO2	28	53	353	550	222	1, 206	
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計										
	t-CO2	28	53	353	550	222	1, 206										
<p>認証依頼削減・吸収量</p>	<p>1, 206t-CO2³</p>																

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上